

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>古河市は予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
古河市長

公表日
令和5年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>古河市では、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康維持を目的とした業務を行っている。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②実施した予防接種に関する記録の作成・保存事務 ③対象者・実施者の情報を集計、地域保健・健康増進事業報告書の作成・報告事務</p> <p>番号法の別表第二に基づき、当市は予防接種に関する事務において、特定個人情報を提供・照会する。予防接種の履歴は、窓口およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)第1項 別表第一 項目の10 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 十六の二・十六の三 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第7号)第十二条の二 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 十六の二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第7号)第十二条の二
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 健康推進部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話0280-48-6882

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	古河市 健康福祉部 健康福祉部 健康づくり課 茨城県古河市新久田271番地1 電話0280-48-6882	古河市 健康福祉部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話0280-48-6882		
平成30年5月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	古河市では、予防接種法(昭和23年法律第68)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康維持を目的とした業務を行っている。 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②実施した予防接種に関する記録の作成・保存事務 ③対象者・実施者の情報を集計、地域保健・健康増進事業報告書の作成・報告事務 番号法の別表第二に基づき、当市は予防接種に関する事務において、特定個人情報を照会する。	古河市では、予防接種法(昭和23年法律第68)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康維持を目的とした業務を行っている。 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②実施した予防接種に関する記録の作成・保存事務 ③対象者・実施者の情報を集計、地域保健・健康増進事業報告書の作成・報告事務 番号法の別表第二に基づき、当市は予防接種に関する事務において、特定個人情報を提供・照会する。 予防接種の履歴は、窓口およびサービス検索・電子申請機能で受領する。		
平成30年5月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成30年5月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7号 別表第二 十六の二 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 十二条の二		
平成30年5月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 直井 浩子	健康づくり課長 曾根 弘江	事後	
平成30年5月15日	公表日	平成29年6月1日	平成30年5月15日		
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	平成30年5月15日	令和1年6月28日		
令和2年6月30日	公表日	令和1年6月28日	令和2年6月30日		
令和2年6月30日	評価実施機関における担当部署	健康福祉部 健康づくり課	健康推進部 健康づくり課		
令和2年6月30日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	古河市 健康福祉部 健康づくり課	古河市 健康推進部 健康づくり課		
令和2年6月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条 別表第一 第十項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条 別表第一 第十項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条		
令和2年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第二 十六の二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第十二条の二	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 十六の二・十六の三 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第十二条の二 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 十六の二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号) 第十二条の二		
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の報告か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点		
令和2年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の報告か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点		
令和3年9月22日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		
令和3年9月22日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	古河市では、予防接種法(昭和23年法律第68)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康維持を目的とした業務を行っている。 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②実施した予防接種に関する記録の作成・保存事務 ③対象者・実施者の情報を集計、地域保健・健康増進事業報告書の作成・報告事務 番号法の別表第二に基づき、当市は予防接種に関する事務において、特定個人情報を提供・照会する。 予防接種の履歴は、窓口およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	古河市では、予防接種法(昭和23年法律第68)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康維持を目的とした業務を行っている。 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②実施した予防接種に関する記録の作成・保存事務 ③対象者・実施者の情報を集計、地域保健・健康増進事業報告書の作成・報告事務 番号法の別表第二に基づき、当市は予防接種に関する事務において、特定個人情報を提供・照会する。 予防接種の履歴は、窓口およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 ¹ の交付を行う。	事後	
令和3年9月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)別表第一 項目の10 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用の範囲)別表第一 項目の10 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 十六の二・十六の三 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第十二条の二 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 十六の二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第十二条の二	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 十六の二・十六の三 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第十二条の二 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二 十六の二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第十二条の二	事後	
令和3年9月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和3年9月22日	III しいき値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和3年9月22日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護 評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和3年9月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の報告か	令和3年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の報告か	令和3年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	公表日	令和2年6月30日	令和3年9月22日		
令和3年12月23日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の報告か	令和3年9月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	
令和3年12月23日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の報告か	令和3年9月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	
令和3年12月23日	公表日	令和3年9月22日	令和3年12月23日		
令和4年5月12日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年12月10日 時点	令和4年4月26日 時点	事後	
令和4年5月12日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年12月10日 時点	令和4年4月26日 時点	事後	
令和4年5月12日	公表日	令和3年12月23日	令和4年5月12日		
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の報告か	令和4年4月26日 時点	令和4年8月16日 時点	事後	
令和4年9月12日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の報告か	令和4年4月26日 時点	令和4年8月16日 時点	事後	
令和5年11月14日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>ロ河市では、予防接種法(昭和25年法律第66号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康維持を目的とした業務を行っている。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②実施した予防接種に関する記録の作成・保存事務 ③対象者・実施者の情報を集計、地域保健・健康増進事業報告書の作成・報告事務 番号法の別表第二に基づき、当市は予防接種に関する事務において、特定個人情報を提供・照会する。 予防接種の履歴は、窓口およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証</p>	<p>ロ河市では、予防接種法(昭和25年法律第66号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、市民の健康維持を目的とした業務を行っている。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②実施した予防接種に関する記録の作成・保存事務 ③対象者・実施者の情報を集計、地域保健・健康増進事業報告書の作成・報告事務 番号法の別表第二に基づき、当市は予防接種に関する事務において、特定個人情報を提供・照会する。 予防接種の履歴は、窓口およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証</p>	事後	
令和5年11月14日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム: 予防接種、いばらき電子申請・届出サービス ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和5年11月14日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	健康管理住民情報ファイル	予防接種ファイル	事後	
令和5年11月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の報告か	令和4年8月16日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年11月14日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の報告か	令和4年8月16日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	